

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

皇 宮 警 察 本 部 長
各管区警察局総務担当部長
各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 警 備 部 長
警 視 庁 警 務 部 長 殿
警 視 庁 交 通 部 長
警 視 庁 地 域 部 長
警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長

警察庁 丁備三発第84号、丁参人発第291号
丁生企発第264号、丁捜一発第62号
丁交指発第88号、丁備一発第58号
丁備二発第63号
令 和 6 年 4 月 2 5 日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
警察庁長官官房参事官(教養・厚生・国際担当)
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁警備局警備運用部警備第一課長
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

重度出血者に対するターニケット等の止血帯による止血の実施について（通達）
重度の四肢の出血を伴う負傷者の応急手当として行う、ターニケットを含む止血帯による止血について、下記により実施することとしたので積極的な取組に努められたい。

記

1. 法的整理

銃器使用事案、刃物使用事案、大規模災害、交通事故等の現場に重度の四肢の出血により応急の救護が必要とされる負傷者がおり、医療従事者の速やかな対応が得られない場合において、警察官等がターニケットを含む止血帯による止血を行うことは、当該負傷者が明示的に止血措置を拒む状況等を除いて、正当行為として刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 209 条（過失傷害）等の適用に関しその違法性は阻却されるとともに、市民によるターニケット等使用を許容する厚生労働省解釈（別添参照）に反するものではない。

2. ターニケット等の止血帯の積極的活用

重度の四肢の出血者に対するターニケット等の止血帯による止血は、当該負傷者の救命の観点から応急手当として重要な処置であり、これまでも、警備・刑事部門の一部の所属にはターニケットを国費により整備し運用しているところであるが、これら以外の所属においても重度の四肢の出血者を取り扱う蓋然性があることに鑑み、必要に応じて予算措置を講じるとともに、現場の状況に応じてターニケット等の止血帯を積極的に活用されたい。

3. 教養・訓練又は講習の受講

応急手当の実効性確保等の観点から、以下により正しい技能等を関係職員に習得させられたい。

(1) 警察学校初任科における救急法教養の実施

令和4年度から、警察学校初任科における救急法教養に、ターニケット等の止血帯による止血が含まれていることから、初任科生に対し、ターニケット等を用いた教養を実施すること。

(2) 各種講習によるターニケット講習等の受講

ターニケット等の止血帯を使用し得る警察官等に対しては、日本赤十字社の救急法指導者認定を受けた職員又はI M A T等の救急専門医による教養、訓練、講習等を事前に受講させること。



医政医務 0726 第2号
令和元年 7月 26日

日本赤十字社事業局救護・福祉部長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について (回答)

令和元年7月3日付け救福健第102号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

研修の受講の有無にかかわらず、救急の現場に居合わせた市民が、ターニケットを用いることについては、一般的に反復継続性が認められず、医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反とはならないと思料する。

